び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国により委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b)　臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国又は加盟国から委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c)　司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記17に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国又は加盟国により委員会に対し通知された場合

20　加盟国は、上記17の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

21　上記17の規定の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げないことを決定する。ただし、関係国が、その支払いが上記17の規定に従って指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないことを決定し、当該関係国により委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはこの目的のために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の十作業日前までに通知がなされる場合に限る。

指定の基準

22　15及び17の規定に含まれる措置を、それぞれ24(b)及び(c)の規定により、委員会が指定する以下のことを行った個人及び団体に適用することを決定する。

(a)　リビア国内の人々に対する重大な人権侵害を行うことを命令、監督、又は指示することに関与又は共謀すること（国際人道法に違反して、文民たる住民及び文民施設に対する攻撃（空爆を含む。）を計画、指揮、命令又は実行に関与又は共謀することを含む。）

(b)　(a)の規定により特定される個人又は団体の代理として又はその指示に基づき行動すること

23　加盟国に対し、上記22の規定に定める基準に合致する個人の氏名を委員会に提出するよう、強く慫慂する。

新たな制裁委員会

24　安全保障理事会の仮手続規則の規則28に従って、同理事会の全ての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、以下の任務を遂行することを決定する。

(a)　9、10、15及び17の規定により課された措置の実施を監視すること

(b)　15の規定により課される措置の対象となる個人を指定し、上記16の規定に従って適用除外の要請を検討すること

(c)　上記17の規定により課される措置の対象となる個人を指定し、上記19及び20の規定に従って適用除外の要請を検討すること

(d)　上記のとおり課される措置の実施を促進するために必要とされる指針を策定すること

(e)　安全保障理事会に対し、委員会の作業について、三十日以内に第一回目の報告を行い、その後は委員会が必要と認める場合に報告を行うこと

(f)　委員会と、関心のある加盟国、特に当該地域の加盟国との間の対話を慫慂すること（措置の実施について議論するため、そのような加盟国の代表者を委員会との会合に招待することを含む。）

(g)　上記のとおり課される措置を効果的に実施するため全ての加盟国がとった行動について、委員会が有益と考えるあらゆる情報を全ての国から求めること

(h)　この決議に含まれる措置に対する違反又は不履行に関する情報を審査し適切な行動をとること

25　全ての加盟国に対し、上記9、10、15及び17の規定を効果的に履行するためにとった措置について、この決議の採択から百二十日以内に、委員会に報告するよう要請する。

人道支援

26　全ての加盟国に対し、加盟国間で協働し事務総長と協力して行動しつつ、人道機関の帰還を促進及び支援し、リビアにおいて人道及び人道関連の援助を提供するよう要請し、関係国に対し、この規定に従ってとった行動の進展について理事会に定期的に報告するよう要請し、また、これを達成するため、必要に応じ、理事会として追加的な適当な措置をとることを検討する用意があることを表明する。

見直しの約束

27　理事会は、リビア当局の行動を常時継続して見直すこと、また、この決議の関連規定のリビア当局による履行状況に照らし必要とされるときはいつでも、措置の強化、修正、停止又は解除を含め、この決議に含まれる措置の適切性を見直す用意があることを確認する。

28　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

別添附属書Ⅰ

渡航禁止

1.　アル・バグダーディ、アブドルカーデル・ムハンマド博士
旅券番号：B010574、生年月日：1950年7月1日
革命委員会調整事務所長。革命委員会は、示威運動家に対する暴力行為に関与。

2.　ディブリ、アブドルカーデル・ユースフ
生年月日：1946年、出生地：ホーン、リビア
ムアンマル・カダフィ護衛部隊長。体制の安全に責任を有する。反体制派に対する暴力行為を指示した経験あり。

3.　ドルダ、アブゼイド・オマル
対外治安庁長官。体制に忠実。対外諜報機関長。

4.　ジャービル、アブバクル・ユーニス少将
生年月日：1952年、出生地：ジャロ、リビア
国防相。軍隊の行動に全般的な責任を有する。

5.　マトーク、マトーク・ムハンマド
生年月日：1956年、出生地：ホムス
建設相。体制内要人。革命委員会に関与。過去に反体制派に対する弾圧及び暴力行為に関与した経験あり。

6.　カッザーフ・アル・ダム、サイイド・ムハンマド
生年月日：1948年、出生地：シルテ、リビア
ムアンマル・カダフィの従弟。1980年代に、サイイドは反体制派暗殺作戦に関与しており、申し立てによると、ヨーロッパにおける複数名の死亡に責任を有する。同氏は、武器調達にも関与してきたと考えられている。

7.　カダフィ、アーイシャ・ムアンマル
生年月日：1978年、出生地：トリポリ、リビア
ムアンマル・カダフィの娘。体制との関係が緊密。

8.　カダフィ、ハンニバル・ムアンマル
旅券番号：B／002210、生年月日：1975年9月20日、出生地：トリポリ、リビア
ムアンマル・カダフィの息子。体制との関係が緊密。